

○島根県産業技術センター条例

平成13年10月23日

島根県条例第49号

島根県産業技術センター条例をここに公布する。

島根県産業技術センター条例

島根県産業技術センター条例（昭和28年島根県条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、島根県産業技術センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 産業技術に関する試験分析、研究開発、技術支援等を行うことにより、産業技術の向上及びその成果の県内企業への普及を推進し、もって本県産業の振興を図るため、島根県産業技術センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

2 センターの支所として、浜田技術センターを浜田市に設置する。

（平16条例18・一部改正）

（使用の承認）

第3条 センターの設備機器であつて規則で定めるもの（以下「設備機器」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、設備機器の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 設備機器を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に支障があると認められるとき。

3 知事は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

（承認の取消し等）

第4条 知事は、前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、承認を取り消し、前条第3項の規定により承認に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずる

ことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条第3項の規定により承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (4) 使用料を納付期限までに納付しないとき。

(使用料及び手数料の納付)

第5条 使用者又は各種の分析、試験、鑑定等（以下「分析等」という。）を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

2 使用料の額は、1の設備機器を1時間使用するにつき9,990円以内で知事が定める。この場合において、利用時間が1時間未満のときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は1時間として計算する。

3 手数料の額は、別表のとおりとする。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により使用料等を納付すべき者が次の各号のいずれにも該当しないときは、その使用料等の額は、前2項に定める額の2倍に相当する額とする。

- (1) 島根県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県内に住所を有する者であるとき。
- (2) 島根県内に事務所又は事業所を有する者であるとき。

5 使用料等は、使用者にあつては第3条第1項の承認を受けたときに、依頼者にあつては各種の分析等を依頼するときに、納付しなければならない。ただし、知事が別に納付期限を定めたときは、この限りでない。

(平14条例62・平17条例52・平18条例2・平19条例6・平24条例25・平26条例1・平28条例4・平31条例18・一部改正)

(使用料等の減免)

第6条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(使用料等の不還付)

第7条 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、その責めに帰することができない理由により設備機器を使用することができなくなったとき。
- (2) 知事が、センターの管理上特に必要があるため第4条の規定により承認を取り消し

たとき。

(3) 使用者が、使用開始の前で規則で定める日までに使用の中止を申し出たとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、設備機器の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、設備機器の使用が終わったときは、速やかに当該設備機器を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者が、故意又は過失により設備機器を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 知事は、詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県産業技術センター条例第3条の規定により設備機器を使用する者に係る使用料及び分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県産業技術センター条例第3条第1項の規定により設備機器の使用の承認を受けている者に係る使用料及び島根県産業技術センター条例施行規則(平成13年島根県規則第85号)第8条の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（島根県産業技術センター条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の島根県産業技術センター条例第3条第1項の規定により設備機器の使用の承認を受けている者に係る使用料及び同条例第5条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（島根県産業技術センター条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に第10条の規定による改正前の島根県産業技術センター条例第3条第1項の規定により設備機器の使用の承認を受けている者に係る使用料及び同条例第5条第1項の規定により分析、試験、鑑定、調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県産業技術センター条例第5条第1項の規定により調査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第18号）

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

（平31条例27・一部改正）

附 則（平成31年条例第27号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年5月1日）

別表（第5条関係）

（平14条例62・平19条例6・平24条例25・平26条例1・平31条例18・一部改正）

区分	単位	手数料の額
1 準備料	1件につき	設備機器を使用する場合は、290円。分析等を行う場合は、590円
2 設備機器の使用方法に係る指導	1時間につき	3,540円
3 定性分析	1試料1項目につき	14,990円以内で知事が定める額
4 定量分析	1試料1項目につき	34,500円以内で知事が定める額
5 食品試験	1試料1項目につき	19,090円以内で知事が定める額
6 木材試験	1試料1項目につき	133,490円以内で知事が定める額
7 燃料試験	1試料1項目につき	6,710円以内で知事が定める額
8 油脂試験	1試料1項目につき	4,580円以内で知事が定める額
9 機械器具等試験	1試料1項目につき	7,590円以内で知事が定める額
10 金属試験	1試料1項目につき	23,000円以内で知事が定める額
11 無機材料試験	1試料1項目につき	16,640円以内で知事が定める額
12 鑑定	1項目につき	18,900円以内で知事が定める額
13 調製又は加工	1件1項目につき	8,390円以内で知事が定める額
14 デザイン	1件1項目につき	10,970円以内で知事が定める額
15 写真撮影	1件につき	1視野につき1,370円。ただし、1視野増すごとに630円を加算する。
16 試料の調製	1件につき	5,320円以内で知事が定める額

17 成績書の複本の交付	1通につき	820円
--------------	-------	------

備考

- 1 この表において「準備料」とは、設備機器又は分析等に使用する機器の準備、試料の確認その他の設備機器又は分析等の準備に係る手数料をいう。
- 2 この表において「1項目」とは、1試験、1測定、1成分、1種類、1回、1時間、1日等算定の基礎となる1単位をいい、それぞれの分析等の単位は、区分ごとにその内容に応じて規則で定める。
- 3 この表において「試料の調製」とは、分析等に係る試料の粉碎その他試料の形質を変更する処理をいう。
- 4 時間又は日を単位とする場合において、設備機器の使用方法に係る指導又は分析等の時間が1時間未満又は1日未満のときは1時間又は1日とし、当該時間に1時間未満又は1日未満の端数があるときは、その端数時間は1時間又は1日として計算する。
- 5 分析等のために試料の調製、設備機器の運搬、消耗品の購入、人の雇入れ、職員の派遣その他の特別の経費を要する場合の手数料の額は、この表に定める手数料の額に、当該試料の調製等に要する特別の経費の実費を基準として知事が定める額を加えた額とする。